

宮 城 県 公 報

令和 7 年 7 月 2 日（水）
号外第 25 号

目 次

条例

- 選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（市町村課）

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第 39 号

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和25年宮城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

第3条 〔略〕

選 挙 長	1日につき	<u>1万2,200円</u>
選 挙 分 会 長	1日につき	<u>1万2,200円</u>
〔略〕	〔略〕	
選 挙 立 会 人	1日につき	<u>1万100円</u>
選 挙 分 会 立 会 人	1日につき	<u>1万100円</u>
〔略〕	〔略〕	

改正前

第3条 〔略〕

選 挙 長	1日につき	<u>1万800円</u>
選 挙 分 会 長	1日につき	<u>1万800円</u>
〔略〕	〔略〕	
選 挙 立 会 人	1日につき	<u>8,900円</u>
選 挙 分 会 立 会 人	1日につき	<u>8,900円</u>
〔略〕	〔略〕	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。